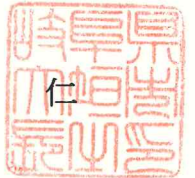


事後審査型条件付き一般競争入札の実施について

令和6年度大垣市クリーンセンター余剰電力売却について、次のとおり事後審査型条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和5年10月30日

大垣市長 石田 仁



1 一般競争入札に付する事項

- | | |
|-------------|--|
| (1) 件名 | 令和6年度大垣市クリーンセンター余剰電力売却 |
| (2) 予定売却電力量 | 1,524,700キロワット時 |
| (3) 履行場所 | 大垣市米野町3丁目1番地1 大垣市クリーンセンター |
| (4) 履行期間 | 令和6年4月1日0時から令和7年3月31日24時まで |
| (5) 契約の種類 | 単価契約 |
| (6) 概要 | 大垣市クリーンセンターで発電する電力のうち自家消費分を除いた余剰電力の売却について上記(4)の期間における単価契約の締結 |

2 一般競争入札参加資格及び条件

入札参加者は、次の(1)~(11)に掲げる全ての要件を満たしていること。

- (1) 入札参加申込前に、大垣市入札参加資格者名簿（物件）に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 入札の公告の日から落札決定までの期間において、「大垣市入札参加資格停止等の措置要領」に基づく入札参加資格停止又は入札参加見合せを受けていない者であること。
- (4) 入札の公告の日から落札決定までの期間において、「大垣市が行う契約及び交付する補助金等から暴力団排除に関する措置要綱（平成23年1月4日制定）」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申し立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法（平

成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (8) 入札の公告日から起算する過去3年の間に完了した案件で、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模を同等以上とする契約を締結し、かつ、そのすべてを誠実に履行した者であること。
- (9) 1(3)の履行場所を含む区域における電力の需給について、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業を営むことの登録を受けている者であること。
- (10) 電気事業法による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号・最終改正平成28年法律第59号）第34条第4項の規定に基づき、経済産業大臣より公表されている者（入札参加申出時において同法第31条第2項及び第34条第2項の規定に基づき支払が完了している者を除く）でないこと。
- (11) 仕様書に示した品及び数量を確実に購入し得ること。
- (12) その他市長が必要と認める要件を満たしている者であること。

3 仕様書の縦覧及び配布

- (1) 期 間 令和5年10月30日（月）～令和5年11月15日（水）
午前8時30分から午後5時15分まで
ただし、大垣市の休日を定める条例に規定する日（以下「休日」という。）を除く。
- (2) 場 所 大垣市役所総務部契約管財課契約グループ（市役所本庁舎3階）
又は大垣市ホームページ（ダウンロード可）

4 事後審査型条件付き一般競争入札参加申込書の提出

本件一般競争入札に参加しようとする者は、別に定める入札取扱要領（令和元年11月1日制定）の規定により、事後審査型条件付き一般競争入札参加申込書（第1号様式）を期限までに提出しなければならない。

- (1) 提出期間 令和5年10月30日（月）～令和5年11月15日（水）
ただし、休日を除く。
- (2) 提出時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 提出場所 大垣市丸の内2丁目29番地
大垣市役所総務部契約管財課契約グループ（市役所本庁舎3階）
- (4) 申請方法 郵送又は直接持参にて受け付ける。電話、ファクシミリ及び電子メール等では受け付けない。

5 質疑応答

- (1) 公告の内容等に関し質疑がある者は、次に掲げる要領で提出することができる。
 - ア 質問書提出期間 令和5年10月30日（月）～令和5年11月10日（金）
ただし、休日を除く。
 - イ 質問書提出時間 午前8時30分から午後5時15分まで
 - ウ 質問書提出場所 大垣市丸の内2丁目29番地
大垣市役所総務部契約管財課契約グループ（市役所本庁舎3階）
 - エ 質問書提出方法 質問書（様式第2号）を郵送、直接持参、ファクシミリ又は電子メールにて受け付ける。ただし、ファクシミリ又は電子メールにより提出する場合は、その旨を電話連絡すること。
- (2) 質疑に対する回答は、質問者に対し、令和5年11月13日（月）までにファクシミリ又は電子メールにより行うとともに、大垣市ホームページにて公表する。

6 現場説明

無し

7 入札保証金

大垣市契約規則第5条の規定により免除

8 契約保証金

免除

9 入札書の提出等

- (1) 入札書及び積算内訳書は、郵便（一般書留、簡易書留又は特定記録郵便）で入札日前日までに、次の宛先に到着するよう郵送すること。ただし、郵送が困難な場合等においては、入札日前日15時までに契約管財課へ提出すること。
なお、入札書の提出にあたっては、入札書提出の留意事項をご確認ください。

〒503-8601

岐阜県大垣市丸の内2丁目29番地

大垣市役所 総務部 契約管財課 契約グループ 宛

- (2) 大垣市契約規則のほか、大垣市郵便入札等実施要綱、大垣市クリーンセンター余剰電力売却に係る事後審査型条件付き一般競争入札取扱要領、その他指示事項を遵守すること。
- (3) 入札を希望しない場合は辞退することができる。その場合は、入札日の前日までに辞退届を契約管財課に提出すること。
- (4) 開札に立ち会うことを希望する場合、入札日前日15時までに契約管財課に申し出ること。
なお、開札開場には、開札時刻の10分前に入場すること。

10 一般競争入札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和5年11月16日（木） 午後2時
- (2) 場 所 大垣市丸の内2丁目29番地 大垣市役所本庁舎3階3-6会議室
- (3) 入札結果については、落札者決定後、大垣市ホームページにて公表する。

11 最低制限価格

11,084,569円（消費税等を除く）

12 落札者決定方法

有効な入札書を提出した者で、最高の金額をもって入札を行った入札者を落札者とする。

13 入札の中止等

不正な入札が行われる恐れがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない事由があるときは、入札を中止又は延期する。

14 資格確認書類の提出

開札終了後、落札候補者は次に掲げる資格確認書類を開札日の翌々日（休日を除く。）までに大垣市役所総務部契約管財課契約グループ（市役所本庁舎3階）へ郵送又は直接持参により提出すること。

なお、期限までに提出がないときは、当該落札候補者の入札は無効とする。

提出書類（資格確認書類）各1部

- (1) 事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（第6号様式）
- (2) 誓約書（第7号様式）
- (3) 入札告示の日から過去3年以内に完了した案件で、国又は地方公共団体が実施した余剰電力売却の契約を締結した実績が分かる書類
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けている者であることが分かる書類

15 資格の確認結果

当該落札者に対して、令和5年11月24日（金）午後5時15分までに、ファクシミリ又は電子メールにより通知する。

なお、この通知期限までに通知がない場合は、大垣市役所総務部契約管財課契約グループに連絡し、確認すること。

16 契約の締結

- (1) 契約の締結及び履行に係る費用については、すべて落札者の負担とする。
- (2) 契約の締結は、入札参加者名義とする。
- (3) 契約を締結するまでの間に、落札者が指名停止又はこれに準ずる措置を受けた場合若しくは「大垣市が行う契約及び交付する補助金等から暴力団排除に関する措置要綱」に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

17 無効となる入札該当事項

大垣市クリーンセンター余剰電力売却に係る事後審査型条件付き一般競争入札取扱要領（令和元年11月1日制定。以下「入札取扱要領」という。）による。

18 その他

- (1) 本件入札における落札決定の効果の発生は、本件入札に係る令和6年度予算の成立を要件とする。

- (2) 令和6年度の歳入歳出予算が議決されなかったときは、売却手続を中止することがある。
- (3) 入札書に記載する金額は、入札者が見積もった単価と本市が示す予定売払電力量に従って計算した総額により行うものとする。
- (4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額（消費税等を除く）を入札書に記載すること。
- (5) この契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 入札会場に移動通信端末等の通信機器を持ち込まないこと。
- (7) 入札参加者の事前公表は行わない。
- (8) 上記(1)から(7)までに掲げる事項のほか、必要な事項は、入札取扱要領による。

19 問い合わせ先

(1) 入札に関する事

〒503-8601 岐阜県大垣市丸の内2丁目29番地
大垣市役所総務部契約管財課契約グループ（市役所本庁舎3階）
電 話 直通 (0584)47-8341
代表 (0584)81-4111 内線(2334、2335)
ファクシミリ (0584)47-7862
メールアドレス keiyakuka@city.ogaki.lg.jp

(2) 仕様書及び契約に関する事

〒503-0847 岐阜県大垣市米野町3丁目1番地1
大垣市クリーンセンター施設管理グループ
電 話 (0584)89-4124
ファクシミリ (0584)89-6090
メールアドレス kurinsenta@city.ogaki.lg.jp